

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市国民健康保険運営協議会
事務局 (担当課)		保険企画課 電話042-707-7023(直通)
開催日時		令和3年8月5日(木) ~ 令和3年8月18日(水)
出席者	委員	12人(別紙のとおり)
	その他	0人(別紙のとおり)
	事務局	16人(生活福祉部長、外15人)
公開の可否		可 不可 一部不可
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面開催のため
議 題		(1) 会長の選出について (2) 相模原市国民健康保険事業の概要について (3) その他

## 議 事 の 要 旨

( 審議を書面等で行った理由 )

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員等が一堂に会する方法により会議を開催することが困難であったため、書面により審議会委員等の意見を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。

議題 ( 1 ) から ( 3 ) について、事務局から説明資料の送付を行った。

議題 ( 1 ) は書面により審議を行った。( 2 )( 3 ) は報告事項のため、意見等を伺った。

( 1 ) 会長の選出について

相模原市国民健康保険運営協議会規則第 2 条第 2 項の規定により、公益を代表する委員のうちから、会長に中村委員が選出された。

( 2 ) 相模原市国民健康保険事業の概要について

( 生田委員 ) 令和 2 年度歳入決算の概要について、令和 2 年度の収納率が目標値より向上したことは評価できる。

( 大貫委員 ) 同じく令和 2 年度歳入決算の概要についての意見で、収納率が前年に比べ向上している。取組の成果が現れたものと考えているが、今後もより一層推進してもらいたい。

( 長谷川委員 ) 収納率が向上した原因は、どのようなところにあると考えているか。令和 2 年度になって大幅に向上しているが何か特別な要因があるか。

( 平尾委員 ) 一人当たり調定 ( 課税 ) 額・収納率 ( 現年度分 ) について、収納率向上の主要因をどのように捉えているか。

( 事務局 ) 収納率につきましては、現年度分は目標値 9 1 . 1 8 % のところ 9 2 . 1 1 %、滞納繰越分は目標値 1 5 . 5 0 % のところ 2 4 . 1 4 % と、それぞれ目標値を達成しました。コロナ禍において、収納率の向上を図るためには、早期の納税相談に繋げる必要があったことから、市国保コールセンターを活用した電話、SMS ( ショートメッセージサービス ) の督促を始め、現年度催告書の発送回数を増やし、滞納の解消に努めてまいりました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による納税環境の悪化を鑑み、減免等の制度を新設しております。納付困難な場合は減免や猶予を案内するなど、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応を行ったことなどが収納率の向上に大きく寄与したと考えております。令和 3 年度は滞納整理の体制を強化するとともに、今後、市税と国民健康保険税の徴収業務一元化を行い、更なる収納率の向上を目指します。

( 生田委員 ) 令和 2 年度・令和 3 年度の歳入歳出決算・予算の概要についての質

問で、歳出の保険給付費は令和2年度決算と令和3年度予算を比較すると増加が見込まれている。一方、歳入の国民健康保険税は令和2年度決算と令和3年度予算で比較すると減少となっている。収支状況は厳しいと思われるが、歳入の多くを占める県支出金の割合はどの程度まで増加が可能であるか。

(事務局) 県支出金のうち普通交付金は、市町村の保険給付に対して支払われるため、令和2年度決算見込額は歳出の保険給付費の実績に応じて支払われたものとなります。一方、県支出金のうち特別交付金においては、収納率の向上等保険者の努力(取組)に応じた金額が交付されます。収納率の向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

(生田委員) また、今後の負担の増加を考慮した収支計画とともに、国民健康保険税率上昇の可能性・時期を見極める必要がある。

(事務局) 基本的に一人当たり保険給付費は年々増加傾向でございます。年度ごとに示される県への納付金の額や標準保険料率を踏まえ、運営協議会の皆様からの御意見を伺いながら、中長期的な視点を持って適正な国民健康保険税率の設定をしてまいりたいと考えております。

(生田委員) 国民健康保険税軽減の状況について、軽減世帯の割合は増加傾向が続いており、コロナ禍で一層状況は悪くなると思われる。軽減対象外の世帯への負担増とならないよう、可能な限り公費負担の対応を願いたい。

(事務局) 御指摘のとおり、軽減世帯の割合は増加傾向でございますが、国民健康保険制度の低所得者対策として、軽減された額については全額公費により補填されることとなっております。

(生田委員) 一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金について、一般会計から国民健康保険事業特別会計への決算補填目的の法定外繰入金が、令和2年度及び令和3年度は0円となり収支上改善となっている。国民健康保険事業の今後の厳しい収支状況が予想される中、一般会計からの繰入金なしで対応できる見通しはいかがか。

(事務局) 決算補填等目的の法定外繰入金については、収納率の向上等により歳入が増加したため、令和2年度決算から解消できる見込みとなっております。しかし、御指摘のとおり国民健康保険制度の財政基盤は強固と言えない状況にあることから、繰入を再び生じさせることの無いよう、引き続き歳出の抑制・歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

(生田委員) 保険給付費の推移の記載で、「被保険者数の減少により保険給付費(総額)は近年減少傾向にあり」とのことだが、令和3年度予算の499億円は令和2年度決算見込の446億円より多く見積もられている。減少傾向が反映されていないのではないか。

(事務局) 予算については、その年度の保険給付費を確実に超えない額で編成する必要があります。近年の保険給付費の決算(実績)といたしましては、1

人あたり給付費が増加する一方、被保険者数がより大きい割合で減少しているため、総額として減少傾向となっているものでございます。しかし、御意見のとおり、令和2年度に関しては新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、1人あたり保険給付費が約2.4%減少したため、保険給付費総額は例年よりも大幅な減少となっております。

(平尾委員) 保険給付費の推移と特定健康診査の受診状況について、保険給付費の減少(受診控え)や特定健診の受診率が低くなるなどコロナ禍が今後の保険事業にどのような影響を及ぼすのか懸念している。

(生田委員) コロナ禍により一人当たりの保険給付の減少は決算上は好要因であるが、保健事業の観点からは疑問符がつく。受診控えが今後の疾病増につながらないか注視が必要と思われる。

(事務局) 御意見のとおり、令和2年度は一人当たりの保険給付費が減少しました。これは新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えがあったものと推察しております。コロナ禍において、緊急事態宣言が度々発令されている状況であります。受診控えによって病気の発見や治療が遅れ、将来的に医療費の増大に繋がる恐れが懸念されます。特定健診は御自身の基礎疾患等を把握できる有効な手段と認識しており、重篤化する前に御自身の健康を把握していただくためにも、適切な受診勧奨を行ってまいります。

(大貫委員) 特定健康診査受診率が前年に比べ低下している。新型コロナウイルス感染症の影響と思われるが、目標値を達成できるよう検討されたい。

(生田委員) 特定健康診査の受診状況について、コロナ禍で特定健康診査の受診者が減少し、目標値を達成できなかったのはやむを得ないと考える。

(事務局) 御意見のとおり、令和2年度の特定健康診査の受診率は、速報値ではありますが、令和元年度実績に比べ低下しています。令和2年度は年度当初より緊急事態宣言が発令されていたことから、休日会場健診の一時的な中断や、特定健康診査の受診勧奨の縮小等により受診率向上に対する取組を十分に行えませんでした。今年度は8月からの休日会場健診の実施を広報し、「国民健康保険のしおり」やチラシ等で周知するほか、受診勧奨の実施を委託することで、より効率的な受診勧奨を行い受診率向上に努めております。

(庄井委員) 特定健康診査の受診率が新型コロナウイルス感染拡大の状況において減少しているが、オンライン診療を用いた問診や事前の問診票オンライン入力等、何か受診率向上のための代替策を検討をする必要があるのではないかと考える。

(事務局) 御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかない現況において受診率の向上に向けた対策が必要と考えます。受診率の向上に向けて、令和3年度はより精度の高い受診勧奨を行います。具体的には、勧奨事務を委託化することとし、その内容は年代や性別、受診・通院履歴等に加え、膨大な受診履歴や受診対象者の問診票回答等のビックデータをもとに構築され

た人工知能を用いた高精度な分析により、人間やエクセルでは不可能なレベルでの解析を行い、対象者それぞれの受診確率を算出し、受診確率、個人の特性に応じた受診勧奨を行うものです。特定健康診査のオンライン診療利用は、現状では難しいと考えますが、特定保健指導では、今後ICTを活用した実施を検討しております。

### (3) その他

(生田委員) オンライン資格確認について、マイナンバーカードの被保険者証、いわゆる健康保険証利用に対して、特にメリットの説明・広報が必要と考える。持ち歩くことでの紛失等高齢者にはリスクがあるため、それを上回るメリットを周知する必要があると考える。

(事務局) 御意見のとおり、周知・広報は重要と考えております。健康保険証としてのマイナンバーカード利用によるメリットは、個人がマイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が管理できる、高額療養費の限度額認定証の持参が不要になる、確定申告の医療費控除が便利になる等があり、本人同意があれば特定健診情報や薬剤情報が医療機関で利用可能となるため、より多くの情報を基に診療や服薬管理を行うことが可能になります。本市においては、納税通知書に同封した「国民健康保険のしおり」で周知しているほか、市ホームページで周知を図っており、今後、医療費通知の発送の際も、チラシを同封することを検討しております。

(佐藤克委員) 同じくマイナンバーカードの健康保険証利用登録について、マイナンバーカード交付実施済数そのものも少なく、システムとして運用する必要数に届いていないと思われる。周知の方法を知りたい。

(事務局) 当市のマイナンバーカードの交付状況は、令和3年7月1日現在で37.2%となっており、全国平均の34.2%よりやや高い状況です(マイナンバーカード普及促進室データより)。令和3年8月1日より相模原駅に申請特設窓口を設け申請体制を整えているほか、発行方法等を広報紙やホームページを通じ周知しております。マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、国の事業にはなりますが、マイナポイントの登録と併せてできる特設登録ブースを各区民課に設けております。このほかセブン銀行ATMや御自身のスマートフォン・パソコン、一部医療機関でも登録可能である旨、ホームページ等でお知らせしております。

(生田委員) 子どもの均等割額軽減措置の導入については、良い施策である。公費負担増となるが今後の経済の好転状況が見通せない中、この施策に対して他の軽減措置と併せて、総合的にとらえていく必要がある。

(事務局) 御意見のとおり、子育て世代支援の側面から重要な施策と考えております。今後も国の動向を注視してまいります。

議事録は慣例により、会長及び副会長にて作成することとした。

以 上

## 相模原市国民健康保険運営協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	根岸 直子		公募委員	出席
2	生田 修		公募委員	出席
3	平尾 恭子		公募委員	出席
4	佐藤 昭子		公募委員	出席
5	佐藤 聡一郎	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	出席
6	陳 勁一	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	出席
7	庄井 和人	公益社団法人 相模原市歯科医師会	保険医等代表	出席
8	佐藤 克哉	公益社団法人相模原市薬剤師会	保険医等代表	出席
9	中村 文子	相模原商工会議所	公益代表	出席
10	中牟田 好江	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	公益代表	出席
11	長谷川 兌	相模原市自治会連合会	公益代表	出席
12	大貫 君夫	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	公益代表	出席